

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

☞ 上場有価証券の評価損

Q：上場有価証券については、特定の事実
に該当すれば、評価損を計上することができる
そうですが、どのようなときに認められる
のでしょうか。

A：事業年度終了の時ににおける価額が、その
時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下
回り、かつ、近い将来その価額の回復が見込
まれないときです。

【解説】

有価証券の評価損が認められるケースとして、
上場有価証券で企業支配株式以外のもの
については、その価額が著しく低下した場合
とされています。

著しく低下した場合とは、その有価証券の
その事業年度終了の時ににおける価額がその
時の帳簿価額のおおむね50%相当額を下回
ることとなり、かつ、近い将来その価額の回
復が見込まれない場合です。

上場有価証券の場合は相場表が公表されて
いますので、事業年度終了の時ににおける
価額を知ることは容易で、帳簿価額のおお
むね50%相当額を下回るかどうかの判断も
さして困難なことではありません。

しかし、注意しなければならないのは、お
おむね50%程度の低下があっただけでは
評価損の計上は認められず、近い将来
価額の回復が見込まれないことも条件の
1つになっていることです。

なお、評価損を計上する際の判定の単位は、
銘柄ごとに行います。

